



秋川溪谷リバーティオ宿泊施設会員入会契約書

入会者 様（以下甲と称する）と 有限会社松村商店 秋川溪谷リバーティオ（以下乙と称する）との両者間に次項に基づき秋川溪谷リバーティオ入会契約を締結した。

- 第1条 会員は年会費 150,000 円を納付致すことによって、年間 6 泊を上限として宿泊ができます。
- 第2条 入会の申請には住民票・本人の身分証明「運転免許証」年会費・入会手続き料金をご持参下さい。
- 第3条 翌年更新された会員様には年間ご宿泊 6 泊の消化ができない残りの日を翌年に限り繰越すことができます。
- 第4条 コテージ 1 棟の定員は 8 名までとし、1 棟につき 9 名以上のご宿泊には 1 名につき追加料金とし 4,580 円を、お支払いただきます。「常設されている寝具・調理器具・食器類のご利用は無料です。
- 第5条 会費納入翌日より宿泊の予約ができますが、前もって空き室の確認をした上で、お越し下さい。
- 第6条 会員資格期間は 1 年間とし毎年更新時 年会費として 150,000 円をお支払いただきます。
- 第7条 ご宿泊のできる日程は別紙カレンダー表示の白色、緑色に、ご宿泊できるように致します。
- 第8条 ご宿泊の会員の皆様にはお泊りの規則は一般宿泊者の、リバーティオ宿泊規約を併用させていただきます。「ホームページに記載されております。」
- 第8条 甲のリバーティオ入会の目的は乙の健全なクラブ運営の主旨に賛同するものであり、利殖、投資を目的としたものでないことを確認する。

補則事項

- ① バーベキュー場ご利用はリバーティオの食材を予約された会員様は無料です、・駐車場使用は有料になります。
- ② コテージ室内に常設されている寝具・調理器具・食器類以外のレンタル用品は有料になります。

令和 年 月 日



(甲) 入会者 (自署)

住 所
氏 名 実印

(乙) 秋川溪谷リバーティオ事業主

東京都あきる野市小中野 116 番地
有限会社 松 村 商 店
代表取締役 松 村 和 夫 社印

(丙) 契約を担当する事務所及びその代表者

住 所
氏 名 社印